

介護タクシー利用料金の補助事業を 令和4年10月より開始します。

○対象者(利用の条件)は

増毛町の介護保険の被保険者で事業対象者、要支援1及び要支援2の方で、下肢等の障がい等でバスや一般の公共交通機関を利用することが困難な方が対象となります。

また、補助事業の登録申請を行い、登録されることが条件となっています。

ただし、生活保護受給者や町税等の滞納者が世帯にいる場合は、対象者となることはできません。

※ どのような移動に補助されるかは、裏面に記載していますので、裏面をご確認ください。

○介護タクシー利用料金の補助を受けるには下記の手続きが必要です。

1 まず、登録申請をしてください。

介護タクシー利用料金補助事業登録申請書(様式第1号)に必要事項を記載し、福祉厚生課介護保険係に提出してください。

2 登録・登録却下(いずれかを申請者へ通知)

介護タクシー利用料金補助事業の対象者となるか確認をして、結果をお知らせします。

登録された方には、介護タクシー利用料金補助事業登録決定通知書(様式第2号)を、登録が認められない場合は、介護タクシー利用料金補助事業登録却下通知書(様式第3号)を送付します。

※登録が認められなかった方は、介護タクシー利用料金の補助は受けられません。

3 補助の申請

下記の書類全てを利用月の翌月末日までに福祉厚生課介護保険係に提出してください。

○介護タクシー利用料金補助申請書(様式第5号)

○介護タクシーの領収書

(介護タクシーを利用したときは、その料金を全額支払い領収書をもらい保管をお願いします。オプションを除く2割以内の料金を補助します。2,500円が限度額となります。)

○利用範囲の確認できる書類(医療機関や福祉施設からの領収書)

4 補助金額の決定

介護タクシー利用料金補助決定(却下)通知書(様式第6号)にて補助額を申請者へ通知します。

※1 登録内容の変更等

登録者は、有効期限満了前に決定を受けた内容の変更又は廃止するときは、介護タクシー利用料金補助事業登録(変更・廃止)申請書(様式第7号)を介護保険係に提出してください。

対象者 ※要綱第2条

- ・介護保険被保険者の事業対象者、要支援1、要支援2
- ・バス等の公共交通機関での通院が困難だが、道路運送法の登録・許可されている介護タクシーでの通院等を必要とする方
- ・町税等の滞納者がいない世帯の方
- ・生活保護受給者でない方

登録者 ※要綱第3・4条

- ・介護タクシー事業所の運行する介護タクシーを利用することが認められた方で、本事業の利用（補助）を希望する方
- ・介護タクシー料金補助事業登録申請書を町長に提出し、登録の決定を受けた方

申請者 ※要綱第9条

- ・介護タクシーを利用し、補助を受けるための申請について

- ・利用の範囲・・・自宅が出発地又は目的地で、下記に該当する場合とする。

- ①医療機関への通院、入退院
- ②介護・福祉施設利用による入退所
- ③町長が特に認めた場合

※移動の途中に通常の経路を外れ、目的地以外の場所に立ち寄った場合は補助対象外とする。

- ・利用回数・・・片道の利用を1回として、登録月により年度末（3月末）までの利用可能回数が決まっています。

登録月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
利用可能回数	24	22	20	18	16	14	12	10	8	6	4	2

- ・補助率、上限・・・1回の利用料金の2割以内の額（2,500円を上限とする。）

※待機料金などオプションに係る料金は除く

- ・補助申請・・・①介護タクシーの運賃を全額支払い、領収書をもらう。

②補助申請書に領収書、利用目的の確認できる書類（医療機関の領収書など）を添付して、原則利用月の翌月末日までに福祉厚生課介護保険係（保健センター）に提出する。

※2～3ヶ月分をまとめて申請することもできます。

※申請書等の提出は、家族の方やケアマネからでも受け付けます。